

事業者の皆様へ

表示のルールを守りましょう!

~不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)の正しい知識~

消費者は、誰もがより良い商品・サービスを求めています。

ところが、商品・サービスの品質や価格について、実際より著しく優良または有利と見せかける表示が行われると、消費者の適正な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。

このため、景品表示法では、消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

不当な表示は大きく分けて3種類



優良誤認
表示

有利誤認
表示

その他誤認される
おそれのある表示

1 優良誤認表示とは

商品・サービスの品質、規格、その他の内容について、実際よりも著しく優良であると、一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

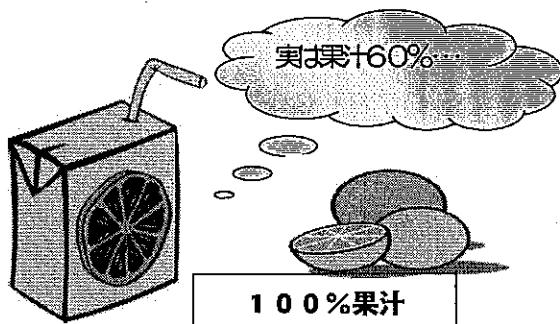
品質、規格、その他の内容とは・・・

- 品質：原材料、純度、添加物、効能、鮮度、栄養価など
- 規格：国や地方公共団体が定めた規格、等級、基準など
- その他の内容：原産地、有効期限、製造方法など

(不当表示例)

「100%果汁」と表示したジュースの
果汁成分が、実際には60%だった。

国産有名ブランド牛の肉であるかのような表示だっ
たが、実際にはブランド牛ではなかった。



2 有利誤認表示とは

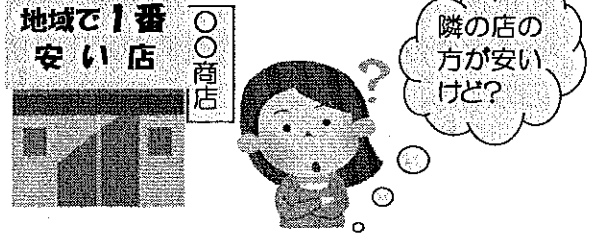
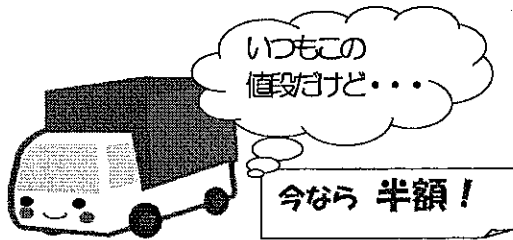
商品・サービスの価格やその他の取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

○ 取引条件：数量、アフターサービス、保証期限、支払い条件など

(不当表示例)

「荷物の運送料金について「今なら半額」と表示していたが、実際には常に同じ価格だった。」

「地域で一番の安さとチラシで表示していたが、実際は周辺の価格調査をしておらず、根拠がないものだった。」



3 その他誤認されるおそれのある表示とは

優良誤認、有利誤認の他に、特定の商品・サービスについて、消費者に誤認されるおそれがあるとして、内閣総理大臣が特に指定（告示）し、禁止されている不当表示で次の6種類が指定されています。

- 無果汁の清涼飲料水等についての不当表示
- 商品の原産国に関する不当な表示
- 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 不動産のおとり広告に関する表示
- おとり広告に関する表示
- 有料老人ホームに関する表示

景品表示法違反行為があったときは

- 消費者庁
関係資料の収集、事業者への事情聴取など調査を実施し、違反行為が認められると、事業者に弁明の機会を付与した上で、違反行為の差止めなど必要に応じた「措置命令」を行います。
- 兵庫県
関連資料の収集や、事業者からの事情聴取等の調査を実施し、その結果、違反が認められると、表示の改善等の「指示」や「指導」を行います。

事業者がこれから行う広告表示についての事業者からのご相談

- 消費者庁表示対策課指導係 03-3507-8800 (代)
- 兵庫県立健康生活科学研究所生活科学総合センター指導課 078-302-4003

景品表示法に関する情報提供

- 消費者庁表示対策課 (情報管理担当) ※オンラインまたは郵送受付
〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー
<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

- 公正取引委員会 近畿中国四国事務所取引課 06-6941-2175

- 兵庫県立健康生活科学研究所生活科学総合センター指導課 078-302-4003

景品表示法の詳しい内容はこちら→<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

